

学校法人東北学院監事監査規程

平成 23 年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人東北学院寄附行為施行細則（以下「寄附行為施行細則」という。）第 37 条第 2 項に規定する監事監査について必要な事項を定め、学校法人東北学院（以下「本法人」という。）における監事監査の基準を明確にすることにより、監事による円滑かつ適切な職務の執行を目的とする。

(監事の職務)

第 2 条 監事は、学校法人東北学院寄附行為（以下「寄附行為」という。）第 7 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づいて、本法人における業務の執行状況及び財産の状況を監査するとともに、本法人の健全な経営と発展のために、さらには教育研究機能の向上を目指し、本法人の運営全般にわたる監査を行う。

(監事の義務)

第 3 条 監事は、理事とはその職責を異にする独立した役員であることを自覚し、本法人の関係者及び社会の負託と要請に応えなければならない。

2 監事は、職務の遂行上知り得た情報を、他の監事と共有するように努めなければならない。

3 監事は、職務の遂行上知り得た情報を、第三者に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(監事の権限)

第 4 条 監事は、寄附行為第 7 条第 2 項第 6 号の規定に基づいて、理事会に出席し、業務又は財産の状況について意見を述べることができる。ただし、議決には参加できない。

2 監事は、前項のほか、常務理事会その他会議等に出席することができる。

3 監事は、職務執行に必要と認めるときは、以下の書類を閲覧することができる。

- (1) 理事会その他の会議等の議事録等
- (2) 稟議書等の学内公式文書及び重要な報告書等
- (3) 通達書類及び各種通知文書
- (4) 会計に関する帳簿及び関連書類
- (5) その他職務執行に必要と認める書類

4 監事は、その職務執行のために必要と認める事項について、本法人の理事及び教職員に対し、説明を求め又は書類の提出を求めることができる。

(監事会)

第 5 条 監事は、第 2 条に規定する職務を遂行するため、監事全員により監事会を設置する。

2 監事会の代表者は、監事の互選により選出する。

3 監事は、監事会において、以下の事項を決定する。

- (1) 監査方針
- (2) 監査計画

- (3) 監査方法
 - (4) 監査業務分担
 - (5) 監査報告書の立案・検討
 - (6) その他監査実施に当たり必要な事項
- 4 監事会は、適宜開催する。
- 5 監事会の事務及び監査に関わる事務は、法人事務局庶務部庶務課が行う。
(監査の項目)

第6条 監査は、法令、寄附行為及び学内規程等に照らし、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 諸決定及び決定手続に関する事項
- (2) 事業計画、予算計画の履行に関する事項
- (3) 組織、制度及び規程に関する事項
- (4) 理事の業務執行に関する事項
- (5) 財産の取得、管理、処分に関する事項
- (6) 事業報告書、財務諸表及び決算報告書に関する事項
- (7) その他監査の目的を達成するために必要な事項

(監査の種類)

第7条 寄附行為施行細則第37条の規定に基づく監査は、定期監査と、必要に応じて実施する随時監査の二種に区分する。

(監査計画の策定)

第8条 監事は、合議のうえ、毎事業年度初めに前条に定める定期監査の概要を記した監査計画書を策定し、理事長に提出しなければならない。また、監査計画を変更する場合や随時監査を実施する場合には、速やかに理事長に通知しなければならない。

(監査報告書の作成、提出及び報告)

第9条 監事は、寄附行為第7条第2項第3号の規定に基づき、当該年度の監査結果を踏まえ、監事会での検討及び協議を経たうえで、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出しなければならない。

2 監事は、寄附行為第7条第2項第4号の規定に基づき、監査の結果、本法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを理事会及び評議員会に報告し、又は文部科学大臣に報告しなければならない。

3 監事は、寄附行為第7条第2項第5号の規定に基づき、前項の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求しなければならない。

(他の監査との連携)

第10条 監事は、的確な監査を実施するため、独立監査人（公認会計士又は監査法人）及び内部監査室との連携を密にし、相互の情報交換を図るものとする。

(改廃手続)

第11条 この規程の改廃は、監事会が発議し、理事会の同意を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は、平成 23(2011)年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24(2012)年 4 月 1 日から施行する。